

都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成31年2月8日(金曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時56分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

- ① 市有車の交通事故について (建築課)
- ② 都市景観重点地区の指定について (都市計画課)
- ③ 屋外広告物特別規制地区の拡大について (都市計画課)

(2) その他

2 出席委員(6名)

委員長	黒木 勇 君	副委員長	大津 亮一 君
委員	中庭 次男 君	委員	飯田 正美 君
委員	村田 進洋 君	委員	松本 勝久 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉 宗志 君		
建設部長	猿田 佳三 君	建設部技監	渡邊 雅之 君
建設部技監兼 建築課長	小林 幸夫 君	建設計画課長	大森 幹司 君
道路管理課長	有金 正義 君	道路建設課長	安達 茂 君
生活道路整備 課長	川又 弘一 君	河川都市排水 課長	三村 隆 君
土木補修事務 所長	大山 裕己 君	内原建設事務 所長	谷 萩幸治 君
都市計画部長	高橋 涼 君	都市計画部 副部長	川崎 洋幸 君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪 貴之 君	都市計画部技監兼 住宅政策課長	木村 勤 君
都市計画課長	黒澤 純一郎 君	建築指導課長	井原 孝志 君
公園緑地課長	上田 航 君		

下水道部長 白 田 敏 範 君 下水道部副部長 弓 野 憲 一 君

下水道管理課長 鬼 澤 英 一 君 下水道整備課長 松 葉 光 隆 君

下水道施設
管理事務所長 渡 邊 裕 寿 君

6 事務局職員出席者

議事係長 綱 島 卓 也 君 書記 武 田 侑 未 子 君

午前10時 2分 開議

○黒木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、加藤技監兼泉町周辺地区開発事務所長が会計検査のため、欠席との連絡がありましたので御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

それでは、市有車の交通事故について、執行部から説明願います。

小林技監兼建築課長。

○小林建設部技監兼建築課長 それでは、初めに、市有車の交通事故について、御報告いたします。

お手元の建設部建築課提出の資料をごらんいただきます。

まず、事故の種別につきましては、市有車の衝突事故でございます。

事故の発生日時は、平成31年1月11日（金）午前9時45分ごろ。

場所につきましては、下段6の事故現場見取図に示しますように、水戸市吉沢町352番地の84地先、国道6号吉沢町南交差点であります。

事故の当事者につきましては、市側が建築課職員、_____です。

相手方は、_____であります。

次に、事故発生原因及び状況について、御説明をいたします。

恐れ入りますが、裏面の事故状況図をあわせてごらんください。

建築課職員_____は、市有車を運転し、国道6号吉沢町南交差点を右折しようとした際、直進してきた相手側車両に気づくのがおくれ、衝突したものでございます。この結果、双方の車両が損傷し、相手方が負傷したものです。

すみません。1ページにお戻りいただきます。

次に、傷害及び損害の程度につきましては、市側にはけがはなく、車両の前部が損傷いたしました。相手方は頭部を3針縫う裂傷及び頸椎捻挫。車両については、前部及び右前側部の損傷があったものです。なお、傷につきましては、現在完治している状況です。

報告は以上ですが、今後このようなことがないように、安全運転の徹底を図ってまいります。

今回は大変申しわけありませんでした。

報告は以上です。よろしく願いいたします。

○黒木委員長 内容につきまして、何か御質問等ございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、この件について、終わらせていただきます。

次に、都市景観重点地区の指定について、執行部から説明を願います。

黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 おはようございます。

それでは、弘道館・水戸城跡周辺地区における都市景観重点地区の指定について、都市計画課提出の資料に基づき説明いたします。

まず、1の趣旨でございます。

都市景観重点地区とは、すぐれた都市景観づくりを行う必要がある地区について、条例に基づいて指定をするものです。指定に当たっては、地区都市景観計画を策定し、基本目標、公共施設の整備方針、建築物の意匠などの都市景観基準を定めることとなります。そして、指定後は、建築行為を行う場合に届け出を義務づけ、都市景観基準への適合に努めるよう求めていくこととなります。また、すぐれた都市景観づくりに寄与する行為などに対して、費用の一部を助成することができる制度となっております。

本市では、弘道館・水戸城跡周辺の地区において、大手門や二の丸隅やぐら等の復元、道路景観整備などの事業を推進し、歴史的資源と調和した良好な景観の形成を進めているところです。このたび、住民、事業者、行政による協働のもと、この良好な景観を将来にわたって保全するとともに、魅力をさらに高めていくため、都市景観重点地区の指定を行うものです。

次に、2の区域等についてでございます。

まず、名称は、弘道館・水戸城跡周辺地区。面積は約5.1ヘクタールとなっております。区域につきましては、恐れ入ります、2ページをごらんください。こちら、黒の波線で囲まれた部分が、その区域となっております。

1ページにお戻りください。

次に、3の地区都市景観計画についてでございます。

まず、(1)の基本目標。こちらは、歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観、としております。

続きまして、(2)の公共施設の整備方針でございます。公共施設の整備方針は、地区の特性を生かした景観づくりを推進していくために、道路等といった公共施設の整備方針を定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

内容につきましては、道路を初め、7つの項目に区分をして定めております。道路や街路樹、サインについては、良好な道路景観の形成、歴史的資源間の回遊性の向上といった観点から、それぞれ基準を定めております。また、公園、緑地や、のり面、擁壁については、豊かな緑のある快適で潤いのある空間の形成といった観点から、それぞれ基準を定めたものです。また、建築物については、この後説明いたします都市景観基準によることとしております。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。

次に、(3)の都市景観基準でございます。

都市景観基準は、地区内における建築などの際のルールを定めたものです。今後、建築物の新築や改築、大規模な模様替えなどを行う場合に、こちらの基準に適合するよう求めていくものとなっております。こちらの基準の設定に当たっては、本地区は歴史的資源や緑が多い弘道館周辺のゾーンAと、都市的な町並みやにぎわいが感じられる駅前などの商業エリアのゾーンBの2つに区分して設定をしております。

具体的な区分については、2ページをお願いいたします。

ゾーンAについては肌色で、ゾーンBについては水色でその区域を示しております。

次に、基準の内容についてでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

こちらの表については、左側がゾーンAの基準、右側がゾーンBの基準となっております。まず、建築物の配置については、ゾーンAでは壁面の後退を2メートル以上とし、ゾーンBでは歩行空間のゆとりの創出といったことのため、できる限り壁面を後退させることとしております。次に、建築物の高さについては、ゾーンAではおおむね10メートル以下の高さになるよう配慮することとし、ゾーンBでは、水戸駅北口から二の丸隅やぐら方面の眺めを遮らないよう配慮することとしております。また、建築物の色彩については、マンセル表色系という指標により、使用できる色彩の範囲を定めております。マンセル表色系とは色の基準の一つでありまして、色合いを指す色相、明るさを指す明度、鮮やかさを指す彩度によって色彩を表現しているものです。

6ページをお願いいたします。

こちらで、各ゾーンごとの色彩基準の具体的な例を記載しております。

中ほどの2の各ゾーンのマンセル表色系による基準についてをごらんください。

まず、(1)のゾーンAでは、使用できる色合い、いわゆる色相をオレンジ、黄色、無彩色の3種類としております。その上で、色合いごとに色の明るさと色の鮮やかさの基準を定めておりまして、下のグラフの赤の実線で囲んだ範囲、こちらの部分が色として使用できる範囲としております。

(2)のゾーンBにおいては、色合いについては限定しておりませんが、色合いごとに、色の明るさと鮮やかさの基準を定めております。こちらの下グラフ、赤色、緑色、黄色についての基準を示しておりまして、赤色の実線で囲んだ部分が使用できる色の範囲としております。

恐れ入ります。4ページ、5ページにお戻りください。

そのほかの基準につきましては、塀や駐車場などの工作物、屋外広告物などについて、周辺景観との調和、あるいは緑の連続性に配慮することなどを定めております。こちらの基準を用いまして、今後区内で新たに建築等の行為を行う方に対しまして、助言指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、すみません、1ページにお戻りください。

次に、4番目の施行日につきましては、平成31年4月1日を予定しております。

最後に、その他といたしまして、こちらは補助内容についてでございます。

補助につきましては、重点地区内において、地区の景観づくりを先導するようなすぐれた景観づくりに寄与する建築などの行為に対して、その要する経費の2分の1以内で、500万円を限度として補助する制度となっております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○黒木委員長 それでは、内容につきまして、御質問等がございましたら発言願います。

松本委員。

○松本委員 これまで、三の丸地区周辺の整備というものはすばらしくなってきたなあというふうに私も思っております。

例えば、都市計画部のほうで、この道路等の整備とか、そういう問題等についての整備は、これは建設部

のほうで工事はやられるんですか。都市計画部のほうは、こうした絵を描くだけの作業なんですか。

それと、この地域はすばらしくなってきたなというふうに私も感じておるんだけど、これまでの経費というのは、どのぐらい、この、今現在までに整備されたこの地域。我々も認めてはきたんだけどもう忘れちゃったので、おおむねどのぐらいの経費がこれまでかかって、これを今度さらに、重点地域の拠点として指定していき、今後これらについて整備をしていくための経費というのはどのぐらいかかっていくのか。もしわかっていたら、この2点についてまずお答えください。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

まず、工事ですが、こちらは実際、都市計画部のほうで行うものとなっております。

あと、経費なんですけど、これは水戸城の復元、隅やぐらの復元ですとか、大手門も含めて、全てを含めますと、すみません、今ちょっと資料のほうの手元にないので、お答えすることができません。申しわけございません。

○松本委員 そしたら今まで、仮に都市計画決定されて、都市計画部のほうで計画を立てるでしょ。それで、それが実施計画になった場合に、今度は、工事は建設部のほうに委ねちゃっているでしょ。道路はどうなの。違うの。あれ。工事まで全部、都市計画部がやっているの。そうなんじゃ。都市計画部で絵を描いて、建設部のほうで工事やっていたのとは違うの。今まで。違うの。私は、こっちは絵を描いて、こっちは工事やっているのかと。もともとはそうだったんだよ。都市計画部が計画を立てて、都市計画道路でも何でも、建設部が工事をやっていたんだよ。後に変わったのと違いますか。私が間違っていたら間違いでいいけど。私はそういう認識でいたもんだから、ここの部分等についても、道路を整備したり、何だりしていくわけでしょ。それが今度は都市計画部の所管で工事をやるっていうこと。今の答弁だと。間違いはないの。そうしたら、同じ都市計画部の中の事業の工事について、一方では建設部、一方では都市計画部、この辺というのはばらばらで両方でやっているの。これ、何か私の考えが間違っているんですか。間違っていたら間違っているでいいですよ。私はそういう認識でいたもんだから。手を挙げてる人がいるようだから。

○黒木委員長 坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

弘道館・水戸城跡周辺地区につきましては、都市計画部の市街地整備課で整備している分と、あとは茨城県の水戸土木事務所で整備している分ということで、分かれて、これまで事業を進めております。

以上でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 今まで、都市計画部から建設部のほうで、変わってないの、全然。その都市計画道路部分の関係の事業というのは、工事は建設部のほうでやってたのと違うの。今現在はどうなっているの。こちららも全部都市計画部の関係っていうのは、建設部で工事をやっているんだとばかり思っていたんだけど。間違っていますか、私の考えは。

猿田部長、答えてよ。こっちのほうでごちゃごちゃしてつから。全面的にはいろんな工事があつぺよ。単市事業もあるし、いろんな国の事業もあつぺよ。都市計画図面で描点線があつて、それが、ちょっと待つて

よ。だから、例えばだよ、これとは違うかもしれないけど、都市計画部でいろんな計画図があるでしょ。それが今度は計画図から、実施計画に変わるでしょ、そしたら今度、工事っていうのは建設部には関係ないの。関係あったでしょうよ。実施計画になったら、都市計画部のさ、その全部が建設部へさ、移管されたんではねえのけ。

○黒木委員長 猿田建設部長。

○猿田建設部長 松本委員の先ほどの御質問にお答えいたします。

都市計画道路に関しまして、施工区分が分かれておりまして、都市中心市街地に関しましては都市計画部のほうで施工と。内部のほうで施工区分のすみ分けを決めております。

ですので、今回の市街地に関しましては、都市計画部で施工という形になっております。

それ以外に関しましては、調整区域、それ以外に関しては建設部で施工させていただいております。

以上です。

○松本委員 そんなふうに分かれているのけ。俺は都市計画は全部建設課に行ったんだと思って。やっぱりそんな話もあったんだね。いいよ。

○黒木委員長 ほかにございますか。

中庭委員。

○中庭委員 私のほうで、幾つか質問したいと思うんですけども、今度の4月1日の施行によって、この景観条例に合致しない、例えば、道路から2メートル以上壁面を離れているとか、高さが10メートル以下とか、色の基準に合っていないとか、いろいろこうありますよね。そういう建物はどんな扱いになるのかね。4ページに、ゾーンA、ゾーンBって書いてありますけれども、ここに配置とか色とか高さとかいろいろ書いてありますよね。この場合、私もよくわからないんですけども、高さとか幅とか、いろいろな基準に合致しない部分はどんなふうになるのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

こちらの都市景観基準のほうなんですけど、これはあくまでこれから、建築物でしたら、その新築、あるいは改修、あるいは大規模模様替えなどを行う際に、こちらの基準のほうをできるだけ遵守していただいてやってもらうという形になっておりますので、今現在、仮に基準に合わないものがあっても、それについて何か是正を求めるとかということをすることはありません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 わかりました。そうすると既存不適格という建物は存在しないんですね。要するに今後の規制ということなんですけども、この先ほどの説明では500万円の2分の1というのが出ましたけれども。

私の記憶では、備前堀がありましたよね、あれね。あれが何件ぐらいあったんですか。こういうのが実際に、適用された例というのは、水戸市内ではあったんですか。どのぐらいあったのかということをお聞きしたいというのと、もう一つは、今後建物に規制がかかりますので、地元の説明会というのも、多分あったんじゃないかと思うんですけども、何回ぐらい説明会があったのかということ、それから、出た意見はどのようなものが出たのか、どういうふうに市は考えをお答えしたのか、お答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 中庭委員のただいまの御質問にお答えいたします。

まず、備前堀のほうなんですけど、平成26年を最後に今ちょっと申請がないような状況でして、それ以前のケースについては、すみません、今、手元に資料がないのでお答えできません。

もう一つ、広告物のほう……

○中庭委員 いや、広告物ではなくて。

○黒澤都市計画課長 すみません。失礼しました。

説明会なんですけど、説明会に関しては、説明会と、あとアンケート、意見交換会、勉強会等々含めまして、地区で約5回程度開催をしております。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が質問したのは、どんな意見が出されて、どんなふうに答えたのかというのを聞きたい。要するに、こんな景観条例は、いろいろ規制があって大変だからとか、いろいろ意見があったと思うんですよ。どんな意見があって、どういうふうに答えたのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

意見のほうなんですけど、おおむね重点地区をかけることに関して反対といった意見は特にございませんでした。むしろ、やはり屋外広告物ですとか、そういったものがやはり景観を害するのではないかということといった意見があったと記憶しております。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 この景観条例では、ゾーンBというのを設定しましたよね。これはなぜなのかと。要するに、この地域は景観として弘道館とかありますけれども、これを見て、駅前そのものが、条例規制になるということなんですけど、例えばヴィン跡地とか、ホテルがいっぱいありますよね。あの三の丸とか、いろいろありますけど、そういうことも含めて、この規制にした理由っていうのは、どういう理由があるんでしょうか。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

駅前の部分を景観重点地区に入れたその理由なんですけど、やはりこちらが、駅を出て弘道館方面、水戸城跡方面に向かう、まず玄関口ということでございます。

今後、都市の魅力をつくっていくためには、やはりそういった景観の形成というのが非常に重要になってくると考えておまして、そういった観点からも、この地区を景観重点地区区域に含めたものでございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 この都市景観重点地区の指定で、建築行為等を行う場合、届け出義務ということと、あと景観基準への適合に努めるようにということで、届け出をいただいて、そのように市のほうでお願いするというか、努力してもらおうんですけど、これはあくまでも努力義務ということで、もし本当に余りにも景観的にそぐ

わないような場合というようなことがあった場合は、どのような形で指導されるのでしょうか。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

景観条例上はあくまで努力義務ということでございまして、この基準を守らなかったからだめということではありません。ただ、特にゾーンAについては風致地区の規制がかかっております。それで、ある程度、本当にひどいものに関しては、ゾーンAに関しては、そういった建築物ができることはないだろうというふうに考えております。

また、後ほど説明いたします、屋外広告物については、こちらは特別規制地区ということで規制をかけていきたいと考えておりますので、景観に重大な支障を及ぼすものについては、そういう動きできっちりと規制ができると考えております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 今回は、この三の丸地区のほうですけど、先ほど言われていました備前堀ですか。あちらの場合は、このゾーンBということで整備されたんですか。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの三の丸水戸城跡周辺地区は、区域がちょっと大きいというのと、あとやっぱり景観の特性として、歴史的なものが広がる部分と、あとは町なかのにぎわいが感じられる部分との2つに分かれております。

そのため、こちらは2つに区分をしております、備前堀は備前堀の川沿いを対象にしていますので、特にゾーンを分けてはおりません。

以上でございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 例えば、今回はこの地域ですけども、また新たにどこかを指定する場合は、あくまでもこのゾーンAとか、ゾーンBという、この都市景観基準を指定するわけですか。ほかにまた新しく基準をつくるとかっていう意味じゃないですか。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、今後新たに重点地区を指定する場合は、そこでまた改めてその地区の特性に応じた景観基準というものを制定してまいります。

以上でございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 この補助金の500万円というところではありますが、これは単市、水戸市独自の補助ですか。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 水戸市独自のものとございます。

○黒木委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本委員 これはこれで私どもはオーケーなんですけれど、別に何ら問題はありませんが、要するに、水戸駅をおりて、市街地方面を眺めると前にも言ったように、何の魅力も感じないから、ね。上に上がっていく気がしないっていうのが、他市から水戸駅北口におりた方々の意見なんです。

だから、ここを整備しても、水戸駅からは何ら魅力を感じるような、目に映る部分がないと思うんですよ。私はね。要するに、今の銀杏坂っていうんですか、あそこら辺を見て上を眺めるっていうと、向こうに行く気がしないっていうんだから。両方、私は、水戸中央郵便局あたりまで、さらに、何かやっぱり、魅力あるようなまちづくりのために、このゾーンBの中には、そういうたい文句を一部うたってありますけれども、その辺のところをね、私はこれからの水戸市の市内のまちづくりの魅力度っていうのを上げるためには、私は銀杏坂の両側のあたりで計画を立てて、あそこに金をかけるんだったら、私は賛成しますよ。だから、その金の話も、先ほど言いましたけれども、この中のほうにばかり金をかけたって、水戸に観光に来られた客が、水戸駅で仮におりたとしても、魅力っていうものは何も感じるものはないと思います。

ですから、中央郵便局のあたりに、お金がかかってもやはりもう少し、水戸の魅力のためのまちづくりに私はもう少し考えてほしいなど。これは要望にしておきますけれども、検討してみてくださいよ。ここに副市長さんもおられますから、ね。部長さんも国から来ていますから、お金は国のほうからもいただけるでしょうから。何かそういう計画を、私は都市計画としては立てる必要があるんじゃないのかなど。

そうしないっていうと、水戸市の旧市内っていうのは、ますます空洞化しちゃいますよ。上を見ると全然魅力がないっていうんだもん。と同時に色気がないっていうんだから。水戸の町は。どういうわけだか、色気の部分はどういう意味をしてんだかわかんないんだけど。だから上がっていく気がしないっていうんだから。だから、どんどん旧市内がシャッター街になっていってしまう一つの原因なんだろうと、私はこう思っているんですよ。

ですから、その辺は、都市計画部のほうの所管の、これは私は大きなやはり使命だろうと、役割だろうというふうに思ってますんでね。この地域ばかりでなくてですよ、その辺も含めて、これからの計画を立ててほしいなという、これは要望にしておきます。

委員長、終わりです。

○黒木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、次に、屋外広告物特別規制地区の拡大について、執行部から説明願います。

黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 それでは、引き続きまして、屋外広告物特別規制地区の拡大について、こちらも都市計画課提出の資料に基づいて説明いたします。

まず、1の趣旨でございます。

屋外広告物特別規制地区とは、良好な景観を形成し、または風致を維持するため、屋外広告物を規制することが特に必要な地区について、水戸市屋外広告物条例に基づいて、指定をするものです。地区の指定後は屋上を利用した屋上利用広告物や電光ニュースなどの広告物が設置できなくなるほか、広告物の色彩などが制限されることとなります。

本市においては、弘道館正門からの眺望景観、あるいは弘道館周辺の景観を保全するため、平成22年に、

弘道館・水戸城跡周辺地区の一部を既に特別規制地区に指定しております。現在、弘道館・水戸城跡周辺地区においては、水戸城大手門や二の丸隅やぐら等の復元、道路景観整備を進め、歴史的資源と調和した景観の形成に取り組んでいるところでございます。

このたび、地区の魅力をより高めていくため、先に説明しました景観重点地区とあわせて、特別規制地区の区域を拡大し、駅北口から二の丸隅やぐら方面を見たとき、あるいは大手橋から逆に水戸駅方面を見たときの景観を保全していきたいと考えるものでございます。

次に、2の特別規制地区の拡大区域についてでございます。

2ページをお願いいたします。

本地区では、既に一部の区域について、平成22年に特別規制地区の指定をしております。紫色の実線で囲んだ区域が既に指定をしている区域となっております。そして、今回、水戸駅北口から二の丸隅やぐら方面への眺望や、大手橋上から水戸駅方面への眺望景観、こういったものを保全するために、新たに区域を拡大するものでございます。拡大する範囲につきましては、図のピンクの斜線で染めた範囲となっております。

恐れ入ります。1ページにお戻りください。

次に、3の表示などができなくなる屋外広告物についてでございます。

表示できなくなる広告物については、上からアドバルーン、建築物の屋上を利用する屋上利用広告物、表示面積の4分の1を超えて彩度が8以上を超える色彩を使用する広告物。蛍光、発光、反射をする塗料、または材料を用いる広告物。ネオンや点滅する照明等を用いる広告物。電光等により変化する屋外広告物でございます。

次に、4の施行日につきましては、こちらも平成31年4月1日を予定しております。

また、規制に伴う経過措置といたしまして、施行日の前日において、条例上、適法に表示等がされている屋外広告物につきましては、下の区分ごとに定める期間は、引き続き表示することができることとしております。

まず、アの、表示をする場合に許可を必要としない広告物については、施行の日から3年間。イの、許可を受けて表示をしている広告物については、その許可の期間は表示をすることができるものとなっております。

また、最後に、その他といたしまして、補助の内容についてでございます。

こちら、今回の特別規制地区指定により、規制を受け、既存不適格となる広告物につきましては、経過措置期間中に撤去、または改修を行う場合は、その要する経費の2分の1以内で、200万円を限度として、こちらを補助するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○黒木委員長 内容につきまして、御質問等がございましたら、発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 質問ですけれども、1つは、違反広告物が出てしまうということですね。要するに現在は、違反広告物というのはどのぐらい出るんですか。その内訳を教えてくださいたいと思います。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 違反広告物の件数なのですが、今の状態でいきますと、今回の特別規制地区の規制の内容に合わなくなる広告物が約80件存在します。このうち、約半数の40件程度が既存適格といいまして、経過措置期間中は適法に表示することができるもので、残りの40件は既に違反となっている広告物でございます。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 既存の不適格ではない広告物が40件あるということなのですが、これは具体的にはどんなことでなってしまうんですか。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

1番多いのは、無許可で出稿物を表示している場合でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 既存不適格物の場合、この経過期間中は2分の1で、200万円限度で補助が出るというんですけども、これは経過期間を過ぎるとどんなふうになるんですか。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

経過期間を超えた場合、こちらは当然違反広告物として取り扱うこととなりますので、その内容に応じて指導をしていきまして、それでもなかなか改善が見られない場合は、条例の規定に基づいて事業者名の公表、あるいは措置命令といった手続を進めていくことになると考えております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると条例違反だから、何か罰金だとか、そういうものがあるんですか、これは。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 条例で定められている罰金につきましては、最大100万円の罰金が条例上規定されております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、最大で100万円の罰金ということで、大変な罰金ですけども、水戸市としては、罰金って取った例ってあるんですかね。水戸市でその屋外広告物で。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市で、屋外広告物条例に基づいて、罰金を科した事例はございません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 名前を公表した例ってというのはあるんですか。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 氏名の公表についてもまだございません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、できる限り、この違反広告物については事業者とか所有者とよく話し合っ解決できるように、そして200万円の補助がスムーズにいくようにしていただきたいと思います。これは要望です。
以上です。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 ないようですので、次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 私はですね、ちょっとこれは橋の件なんですけれども、実は、こういう橋があるんです。

これは、赤塚駅の水戸駅側の一番近いところに橋があるんですけどね。この橋が非常に危険だということで、なんとかならないかと。これがもし、地震なんかで落ちたら、それこそ常磐線がとまってしまう、大変危険になってしまうという意見があったので、私は見て来たんですけども、ペンキなんか塗ってないし、橋の欄干はレールでつくってました。そして、これを見てわかるように、橋の欄干も腐っていて宙に浮いて乗っているんですね。ここはね。

○黒木委員長 中庭委員、それは陸橋ですか。

○中庭委員 陸橋ですね。

○黒木委員長 線路をまたいで。

○中庭委員 そうか、跨線橋ですね。跨線橋。線路をまたいだものなんですけれども。

この橋は、水戸市としてどういう対応をしていくのか。例えば、かけかえるとかね。あるいはこれから修理するとか、何か緊急な対策が必要じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○黒木委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 中庭委員のただいまの御質問にお答えいたします。

御質問の橋梁ですけれども、赤塚跨線人道橋で、第3常磐陸橋かと思われます。こちらは、平成27年度、28年度に点検を終わっておりまして、構造のほうの判定区分が2となっておりまして、判定区分が2でございますと、構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態ということになっております。

来年度、長寿命化の計画を立てますので、それに基づいて修繕をしていきたいと思っております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 さっきもお示ししましたけれども、この橋の欄干が浮いてるんですね。下がコンクリートと橋を結ぶ鉄の部分が、剥がれてしまって橋が浮いているという状況になっておりますので、確かにこれは危ないので、少なくとも、私は、ペンキを塗る、それからその浮いちゃっているところについては、鉄骨を入れかえるとかね。何か緊急にやったほうがいいんじゃないかと。常磐線の列車が通るときには一緒に揺れる感じもして、本当に危ないんじゃないかなというふうに思いましたので。その点はいかがでしょう。

○黒木委員長 有金課長。

○有金道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

判定区分2の中で、健全性の診断というところで、鋼材部に腐食が見られて、特に高欄部は断面欠損を伴う腐食が生じているというコメントがございます。長寿命化計画の中でも早めのほうに位置づけて、修繕していきたいと思います。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 あとは、やっぱり、この地域から出された要望として、常磐線脇のヨークベニマルの脇に、細い道があって、これが赤塚駅の南口に行く道路になっているんですね。それから、もう一つは踏切の脇に県道赤塚馬口労線という道路があるんですよ。ここのところにきちんとね、歩道をつくってみてはどうかと。横断歩道。要するにペンキで塗ってね、横断歩道をつくってみてはどうかと思うんですが。そうすれば、朝、姫子の方から出た方が、このヨークベニマルまでの後ろを非常に通りやすくなるということなので。踏切のところの近くに、横断歩道をつくって、横断歩道というか白線を引いていただけないかという要望が出ているんですけども、どうでしょうか。

○黒木委員長 有金課長。

○有金道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

現地を見ていないので、ちょっとはっきりしたことは言えませんが、区画線の設置区分につきまして、道路管理者の設置すべき区画線と、公安委員会の設置すべき区画線に分かれておりまして、横断歩道につきましては公安委員会のほうの設置になっておりまして、告示行為になります。ですので、現地のほうを確認して、防災・危機管理課を通して、水戸警察署のほうに要望してまいりたいと思います。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひ、要望していただきたいと思います。

それから、これは住宅政策課長さんにお聞きしたいんですけど、これまで連帯保証人に対する請求、それから住宅の明け渡しという裁判が全部で十何件かありました。これは結果を示すということだったんですけども、どうなったのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

和解のほうに関しては、その都度、専決処分ということで議会に報告しております。訴えの提起といたしまして、裁判をかけていったものの、7件のうち1件がまだ、正式に確定していなかったということでありまして、先日、相手方と話し合いの末、和解という方向に決まりましたので、次回の議会のほうに専決処分にて和解の提出をする予定です。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 わかりました。では、次の議会で議案として出るのでそれを見ていきたいというふうに思います。

あと、最後は、河和田団地の305棟の脇に、木がね、このように4階建てぐらい、5階建てぐらいの高さに、木が生い茂っており、ヒマラヤスギなんですけれども。ここに電線が何本も通っていて、非常に危ないと、火事になってしまうんじゃないかというのと、あと虫が上から落ちてくるということで、枝払いを皆

さん要望しているんですけども、これについては、ぜひ、現地を見ていただいて、その対応策をとっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

こちら河和田団地の305号棟、こちらのヒマラヤスギ、至急現地のほうを確認しまして、対応していきたいと思います。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

○黒木委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本委員 今朝の新聞だったと思うんですけど、何か賃貸マンションで不適合という、どこのメーカーかは忘れましたがありましたね。あれは何か皆さんに立ち退いてくれというような内容ですね。つぶれるかもしれない。だから、水戸市にあのマンションていうのはあるんですか。今日の新聞を見てわかるんですけども、出ていましたね。千何百棟だか1万3,000棟だか全国的なメーカーの賃貸マンションなんだろうと思うんですけども。水戸市にはあのマンションは何棟ぐらい建っているのか。1棟もなければそれでいいんだけど。わかりますか。建築指導課のほう。

○黒木委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

建築指導課のほうでも、まだ国土交通省からの報道発表以上の情報を得られていない状況でございまして、国土交通省の発表によりますと、茨城県内に157件の不適合物件があるという情報にとどまっております。レオパレス21の案件ということで新聞報道がなされておまして、そういった情報が入り次第、国土交通省の指示に従いまして、レオパレス21に対する指導をしております。

以上でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 私は水戸市に何棟くらいあるんですかって聞いていたの。水戸市の建築指導課では、民間の指導建築確認業者が確認をおろして、それでも、水戸市には報告があるんですよね。そういう確認をとる民間の業者がありますよね。その方がとったにしても、水戸市には報告があるわけでしょ。マンションなんだからね。だけど、水戸市でいつどこで誰が建てたんだかわからないんじゃないんだから、報告しなさいというふうに前に私は言ったことあったんだよね。するよというところでね。最初は悪くなかったのもあったんだけど、前は。水戸市では、どこに誰が建てたんだかわからない部分で、許可をとっちゃってるわけだから、あるわけだよ。民間業者が確認をとるっていてもね。だから、それでは水戸市ではわからないんじゃないから、そっちでとったにしても、ね。水戸市のほうには報告するよというふうに今はなっていますよね。ですから、水戸市にそのマンションていうのは何棟あるかっていうことは把握できていると私は思っているんですよ。建築指導課でも。茨城県で150件は今聞きましたからわかりました。その150件のうちで水戸市でどのくらいあるんですかって聞いてんだけど、国土交通省のほうの通達だと

か何か、それは別として、不適格だからあれだけ新聞に出ちゃっているんだから。皆さん立ち退いてくださいというような、結局いつ崩壊するかわからないような賃貸マンションだったんだろうと、私は思うんですよ。だから、水戸市には何棟建っているのか担当課のほうでわかりませんか。それは。

○黒木委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

委員がおっしゃいますように、建築確認が民間確認検査機関で処分されたものにつきましても水戸市に報告がございます。その中で、建築確認申請では設計者ですとか、工事施工者の欄がございますので、そういったところに、レオパレス21の記載があるかどうかということを集計しないとなりませんが、恐れ入りますが、現在のところそういった集計をしておりませんで、レオパレス21の物件が水戸市内に何棟建っているかというところは数字として持っておりません。申しわけございません。

〔「レオパレス、水戸にいっぱいあるじゃない」と呼ぶ者あり〕

○井原建築指導課長 水戸市にはもちろんレオパレス21が施工している案件は幾つもございますが、何棟あるかということについては、恐れ入ります。お答えできません。申しわけございません。

〔発言する者あり〕

○松本委員 いいや、わかんないけ。あとは調べて、ね。

○黒木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、以上をもちまして、本日の都市建設委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時56分 散会